

令和7年度事業計画

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月 31日

当協会は、会員事業所及び埼玉労働局、行田労働基準監督署、(一社)埼玉労働基準協会連合会等、関係機関のご理解・ご協力をいただきながら、「安全優先・健康優先」を活動の基本方針として、事業を推進してまいります。

特に安全衛生活動につきましては、関係法令やその改正に関する情報提供はもとより、法定教育を地域企業に代わって実施し、会員企業の教育コストを軽減しつつ、コンプライアンス確保の一助となるよう努めてまいります。

また、各種説明会の開催、優良事業所見学研修会や埼玉産業安全衛生大会への参加推奨などにより、会員企業担当者の能力開発を図り、安心して働ける労働・職場環境の形成を目指してまいります。

1. 公益目的事業

(1) 継続1の事業

①労務管理改善に関する事業

(定款第4条第1項 第1、第2、第3、第5、第7号)

労務管理講習会を開催し、関係法令等の普及啓発に努めます。

②労働安全衛生の推進に関する事業

(定款第4条第1項 第1、第2、第5、第6、第7号)

全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会、労働災害発生事例及び対策等の講習会を開催し、実施要綱及び行政方針等の普及啓発に努め、労働安全衛生活動の促進に努めます。

(2) 継続2の事業

①定例教育講習会(定款第4条第1項 第4、第7号)

新入者安全衛生教育、職長等監督者安全衛生教育(年4回)等を開催いたします。

また能力向上教育(概ね5年以上経過した方が対象)として、フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育及び職長の能力向上教育についても開催いたします。

会員事業所の法的資格取得のニーズに応えるべく、新たに取り組んだ「化学物質管理者講習」「保護具着用管理責任者教育」についても引き続き事業を推進いたします。

2. 収益事業(定款第4条第1項 第1、第2、第3、第4、第5、第6、第8号)

(1) 健康の保持増進に関する事業

提携健診機関と連携し、定期健康診断、特殊健康診断の斡旋事業(上期・下期の年2回)を推進いたします。

(2) 労働災害防止活動に関する事業（法的資格取得事業）

特定化学物質作業主任者技能講習(年2回)、有機溶剤作業主任者技能講習(年3回)、安全衛生推進者養成講習を、(一社)埼玉労働基準協会連合会との共催事業として推進いたします。

(3) 用品及び書籍等に関する斡旋事業

労働安全衛生法等の関係書籍及び労働安全衛生活動の関係用品等の斡旋事業を推進いたします。

3. 相互扶助事業（定款第4条第1項 第2、第6号）

優良事業所見学研修会、優良従業員表彰、埼玉産業安全衛生大会、埼玉労働基準協会連合会表彰等の事業を推進いたします。

当協会は、本年度も会員事業所の安全衛生意識の高揚及び労働災害防止、従業員皆様の健康の保持増進を目標に事業を推進いたします。会員事業所のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) 総務部会

1. 機関諸会議等の運営に関する事業の推進
2. 会員の研修及び交流に関する事業の推進
3. 会員の増強に関する事業の推進（前年度末 408社 年度末目標 415社）
4. 諸規程の整備に関する事業の推進

(2) 安全衛生部会

1. 労働安全衛生法及び関係法令の普及啓発に関する事業の推進
2. 労働災害防止及び健康の保持増進に関する事業の推進
3. 労務管理に関する研修及び講習会に関する事業の推進
4. 教育講習会等に関する事業の推進